

中太閤山小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめへの対応

① 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないよう「プロアクティブ（先行的）な生徒指導」に全ての教職員が取り組む。

＜未然防止のための措置＞

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、「マイサポーター」や「気がかりポスト」を活用し、常に児童の様子を把握するとともに、学校は安心して相談できる先生が居ることを児童に容易に認識されるよう努める。

- ・いじめ防止のための研修やアンケート調査等の年間計画を年度当初の職員会議にて全教職員に伝達し、共通理解を図る。
- ・夏季休業中の研修会にて、いじめについての事例を挙げ、いじめの定義や基本認識について、互いに理解し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
- ・生徒指導委員会を年2回（4月、12月）又は適宜開催し、教職員間で支援・共通理解が必要な児童を共有し、指導・対応にあたる。
- ・ボランティア活動や集会活動等を行い、人権意識が高まるように努める。
- ・学期に1回、チェックリストを活用し、教師の人権意識を高めるよう努める。
- ・毎日の出欠状況や保健室への来室状況を把握し、ささいな変化に気付くように努め、生徒指導主事や気がかりポスト担当者に伝える。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論するなど、いじめ防止に資する活動を推進する。

- ・「中太っ子のあいことば」を設定し、挨拶、時間やルールを守る、おもいやりの心が表れる言葉遣いをするを目当てとして推進する。
- ・児童に日頃から豊かな人間関係を育む教育活動を教育課程に位置付けることがいじめの防止につながることを考え、「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」等の充実を図る。
- ・挨拶や声かけ、給食・休み時間、清掃活動等の機会を通じて児童と触れ合うことを大切にする環境づくりに努める。

ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人が達成感や充実感をもてる分かる授業づくりを進めるとともに、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

また、全教室に「いじめをなくす射水市民五か条」を掲示することで、日常の生活指導に活用し、心身ともに健やかな児童の育成に取り組む。

- ・各担任が児童一人一人の意見を尊重し、互いに聞き合い高め合う授業を工夫する。
- ・「あったか言葉」の啓発を通し、温かい心があふれる児童の育成に努める。
- ・学級活動に予防的・開発的なカウンセリングの手法（ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等）を取り入れ、自尊感情を高めたり、児童の社会性の構築を図ったりする。
- ・Q-U調査を活用し、学級集団の状況を把握し、児童が楽しく学校生活を送れるようにする。
- ・学級は共感的な人間関係で結び付いた「心の居場所」であることを前提にする。一人一人が存在感を持ち、集団を作り上げていく中で互いの絆を深め、自己実現を図っていけるような魅力ある学級づくりに努める。（例：友達のよいところを見付けて発表したりメッセージカードを書いたりする）
- ・週に1回ソーシャルスキルトレーニング（SST）等を行い、人間関係づくりのスキルを身に付けられるようにする。
- ・困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けられるよう指導を行う。

エ 自己存在感や自己有用感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己存在感・自己有用感が高められるように努める。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるようにする。

- ・委員会活動やクラブ活動、学級の係活動等に一生懸命取り組むことで、他者から自分が認められ、役に立っている充実感が味わえるよう支援する。
- ・縦割り班で行う「なかよし遠足」や「集団宿泊学習」での活動を充実させ、力を合わせて取り組む体験ややり遂げた満足感を味わう体験ができるように支援する。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

また、児童に対して、傍観者とならず、いじめを止めるための行動をとる、報告をする等の重要性を理解させるように努める。

- ・児童会を中心に、相手が傷付く言葉やいやな言葉を言わないよう「中太っ子のあいことば」を推進し、また心が温まるよい言葉について集会等で紹介し、啓発するよう努める。

② 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを見逃さず、積極的に認知する。

＜早期発見のための措置＞

ア 定期的なアンケート調査

- ・学期に1回、全校児童に相談アンケートを実施する。（記名式）

イ 定期的な個人面談（教育相談）

- ・学期に1回、教育相談期間を設け、相談アンケートを基に児童と一対一で面談し、その中からいじめの芽となるような事象を捉え、対処する。

ウ その他の措置

- ・担任等が内容を確認できる日記や生活ノートを活用し、早期のいじめの実態を調査し、対応していく。

- ・TNC（チーム中太閤山コンタクト）を毎週火曜日に行い、いじめ等についての情報交換を行う。
- ・学習サポーターやスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）による観察日誌を活用し、日常的な観察を継続して行い、早期発見に努める。

エ 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・いじめ問題の解決には、家庭の協力が重要な役割を担っていることを理解し、日頃より保護者に様々な情報を提供し学校と家庭が協力体制を築くことに努める。
（連絡帳、学年だより、ホームページ等）
- ・児童相談所、生活安全課や民生委員等の外部機関やSC、SSW等について、児童や保護者に周知しておくなど、困ったときに相談できる体制を整えておく。

③ 事案対応

「いじめ事案初期対応」実践フローチャートモデル（組織対応の流れ）を基に対応する。
（令和7年度版 指導の重点P101）

発見・通報を受けた場合には、速やかに当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

＜いじめに対する措置＞

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・生徒指導主事が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして情報収集し、いじめの事実確認を行う。
- ・いじめ問題に迅速に対応できる体制を整える。「いじめ対策委員会」を設置し、校長がメンバーを招集し、速やかに対策方針決定を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。（受容と共感に努める）
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。（思いの受容、理解と協力の要請に努める）
- ・事態の状況に応じては、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全と安心を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じ、SC・SSW等専門家との連携を図る。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。（思いの受容、理解と協力の要請に努める）
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。心の痛みを受容し、仕返し行為の防止に努める。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、

児童に対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、心の痛みの共有化を図り、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

オ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・情報モラル教育を推進するとともに、学校だよりや懇談会等で情報を提供し、積極的に保護者と連携・協力する。
- ・「中太閤山小学校インターネットを使う５つのルール」遵守や情報モラル教育を進めるとともに保護者への理解を図り、未然防止に努める。

④ 再発防止

いじめが解消している状態（いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態）に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

<再発防止のための措置>

ア いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ・定期的に個人面談を行い、経過を把握する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(4) いじめ対策委員会

① 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、心理・福祉等の専門的知識を有する者（SCやSSW等）
- ※ 必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。

② 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存

- ・学校評価による基本方針の見直し

(5) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	・新年度における児童理解 ・生徒指導委員会	10月	・Q-U 調査 ・いじめ問題取組についてのチェック
5月	・「中太閤山小学校インターネットを使う5つのルール」配付・回収 ・Q-U 調査 ・スマホ・ケータイ安全教育	11月	・2学期相談アンケート ・教育相談週間
6月	・いじめ問題取組についてのチェック ・くもくん教室 ・1学期相談アンケート ・教育相談週間	12月	・人権週間 ・2学期生活アンケート ・保護者への学校評価アンケート② ・生徒指導委員会
7月	・1学期生活アンケート ・保護者への学校評価アンケート① ・保護者への学校評価アンケート結果の公表	1月	・保護者への学校評価アンケート結果の公表
8月	・スクリーニングシートの活用研修	2月	・「いのち」「生き方」に関する授業の取組 ・3学期相談アンケート及び教育相談週間
9月	・新学期における児童理解 ・いじめに関する校内研修会	3月	・学校いじめ防止基本方針の評価及び見直し ・インターネットを使うルールについての振り返り

(6) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

＜連携のための措置＞

- ・本校のいじめ防止基本方針を公表し、地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信などを通じていじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。